



長野県報

3月1日(木)
平成19年
(2007年)
第1842号

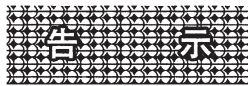
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医療政策課)	2
土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定(平成18年12月28日長野県告示第619号)により指定した全部の区域の 指定の解除(水環境課)	2
車両制限令に基づく道路の指定(道路課)	2
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法(道路課)	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(NPO活動推進課)	3
一般競争入札(長寿福祉課)	4
一般競争入札(食品・生活衛生課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	5
平成19年度前期技能検定(雇用・人材育成課)	6
平成19年度随時実施技能検定(雇用・人材育成課)	7
土地改良区の解散(農地整備課)	8
一般競争入札(5件)(管財課)	8
土地改良区清算人の退任の届出(農地整備課)	13
県営土地改良事業の工事の完了(6件)(農地整備課)	13
一般競争入札(2件)(医療政策課)	14
一般競争入札(2件)(県立病院課)	15
一般競争入札(11件)(土木政策課)	17
一般競争入札(道路課)	26
一般競争入札(砂防課)	27
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)	27
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止(事業課)	27
一般競争入札(総務課)	28
一般競争入札(消防課)	28
一般競争入札(福祉政策課)	29
一般競争入札(医療政策課)	30
一般競争入札(2件)(食品・生活衛生課)	31
一般競争入札(雇用・人材育成課)	33
一般競争入札(2件)(林業振興課)	33
一般競争入札(10件)(文化財・生涯学習課)	35



長野県告示第79号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	撤回日
医療法人博翠会 塚田整形外科	長野市稲葉上千田沖260	平成19年2月28日

医療政策課

長野県告示第80号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定（平成18年12月28日長野県告示619号）により指定した全部の区域の指定を解除します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

水環境課

長野県告示第81号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道254号	長野県佐久市内山字上人塚7055番地先から 長野県佐久市平賀字塚田2911番1地先まで

2 指定する期日 平成18年4月1日

道路課

長野県告示第82号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道141号	長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字雪久保217番76地先から 長野県佐久市根々井15番10地先まで
一般国道151号	長野県飯田市鼎東鼎116番3地先から 長野県飯田市毛賀294番1地先まで
一般国道256号	長野県木曾郡南木曾町大字吾妻218番116地先から 長野県下伊那郡阿智村智里1番28地先まで
県道長野真田線	長野県長野市小島田町字田中沖1080番1地先から 長野県長野市松代町東寺尾字村北1231番1地先まで
県道坂城インター線	長野県埴科郡坂城町大字中之条字中沢60番3地先から 長野県埴科郡坂城町大字中之条字山崎1664番1地先まで
県道長野上田線	長野県千曲市中央字女沢901番8地先から 長野県埴科郡坂城町大字上五明字上五明640番8地先まで
県道上室賀坂城停車場線	長野県埴科郡坂城町大字上五明字上五明640番8地先から 長野県埴科郡坂城町大字坂城（坂城大橋東詰）地先まで
県道小松原川中島停車場線	長野県長野市川中島町四ツ屋字浦河原145番8地先から 長野県長野市川中島町四ツ屋字下四ツ屋594番3地先まで

2 指定する期日 平成19年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出りするたためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路課